

恵庭市花のまち並み推進事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、花のまち並みづくりの推進を図る路線又は沿線において、住民が自主的に美しいまちづくりのために取り組む事業を行うに際し、必要な経費を助成することにより、花のまち並みづくりを推進することを目的とする。

(助成対象路線等)

第2条 この要綱において経費を助成する路線又は沿線(以下「対象路線等」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観形成に資すると認められる道路又は河川整備が実施若しくは計画されている区域内にある道路等
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める路線等

2 前項における助成対象路線等の最小単位は、道路にあつては概ね200メートルを超える街区単位とし、河川にあつては概ね200メートルを超える橋梁相互の区間とする。

(助成対象者)

第3条 助成の対象とする者は、花のまち並みづくりに向けた活動を行っている町内会、商店会等の団体及び学校(以下「団体等」という。)とする。

(助成対象経費等)

第4条 助成の対象とする経費(以下「助成対象経費」という。)は、花のまち並みづくりに向けて行う事業(以下単に「事業」という。)であつて、花苗、緑化木、プランター等の購入経費とする。

(助成の額等)

第5条 助成する額は、助成対象経費の2分の1以内であつて、1の年度につき40万円を限度とし、市長が予算の範囲内で決定する。

2 助成の対象となる団体等が国、道、市その他の公的機関からの補助を受ける場合においては、この要綱に基づく助成の額は、補助を受ける額との合計が助成対象経費の2分の1を上回らない範囲とする。

(助成決定者の役割)

第6条 助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、その活動区域内において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 花苗・緑化木等の植栽

- (2) 散乱ごみの収集、除草その他の清掃美化活動
- (3) 公共施設の破損又は街路樹等の損傷に関する情報提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、花のまち並みづくりの推進に資すると認められる活動
(交付申請)

第7条 助成金を受けようとする団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を事業を実施する年度（以下「実施年度」という。）の5月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 恵庭市花のまち並み推進事業助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 団体等の役員及び構成員の名簿（学校を除く。）
- (3) 規約等の謄写（学校を除く。）
- (4) 実施年度の事業計画書
- (5) 実施年度の収支予算書
- (6) 実施年度の前年度の収支決算書
(交付決定)

第8条 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成することが適当と認めるときは、実施年度の6月末日までに恵庭市花のまち並み推進事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査により助成しないことを決定したときは、恵庭市花のまち並み推進事業助成金交付申請却下決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 助成を受けるに当たって虚偽若しくは不正行為があった場合又は助成条件等に違反があった場合は、助成事業の認定を取り消すことができるものとする。

(実施報告)

第9条 前条第1項の通知を受けた助成決定者は、実施年度の11月末日までに恵庭市花のまち並み推進事業実績報告書（様式第4号）により、市長に事業の実績を報告しなければならない。

(助成額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金の額を確定し、恵庭市花のまち並み推進事業助成金交付額確定通知書（様式第5号）により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の通知を受けた助成決定者は、恵庭市花のまち並み推進事業助成金交付請求

書（様式第6号）により、速やかに市長に助成金の請求するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、運用の細目に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成12年4月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年10月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年11月30日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月28日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の恵庭市花のまち並み推進事業助成要綱の規定は、平成22年4月1日以後に決定する助成について適用し、同日前に決定する助成については、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の恵庭市花のまち並み推進事業助成要綱の規定は、平成24年4月1日以後に認定する助成事業について適用し、同日前に認定する助成事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。ただし、様式第2号の改正規定は、平成28年9月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から実施する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の恵庭市花のまち並み推進事業助成要綱の規定は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後に助成の決定をした事業について適用し、実施日前に助成の認定又は決定をした事業については、なお従前の例による。